

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
がとぎ
がたると
の翌日)

◇告示
目次
県道の路線の認定
県道の路線の変更
道路の区域の決定
道路の区域の変更
道路の供用の開始
道路の供用の廃止

鳥取県告示第四百四十二号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条第一項の規定に基づき、
県道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。
昭和四十三年六月四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

196	番号理	路	線	名	起	終	点	点	重要な経過地
		米	子	空	港	米	子	市	米
		境	港	市	境	米	子	境	線
		境	港	市	境	米	子	境	線
		境	港	市	境	米	子	境	線
		境	港	市	境	米	子	境	線

鳥取県告示第四百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第二項の規定に基づき、
次のように県道の路線を変更する。
その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。
昭和四十三年六月四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

177	番号理	別	路	線	名	終	起	点	点	重要な経過地
		新	御	熊	白	兔	線	鳥	取	市
		新	御	熊	小	沢	見	線	鳥	取
		新	大	河	内	岡	田	線	倉	吉
		新	大	河	内	岡	田	線	倉	吉
		新	大	河	内	岡	田	線	倉	吉
		新	大	河	内	岡	田	線	倉	吉

鳥取県告示第四百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、
道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示す
る。
その関係図面は、昭和四十三年六月四日から八月間鳥取県土木部道路課
において一般の縦覧に供する。
昭和四十三年六月四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十四号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、
道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示す
る。
その関係図面は、昭和四十三年六月四日から八月間鳥取県土木部道路課
において一般の縦覧に供する。
昭和四十三年六月四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	大河内岡田線	倉吉市大河内字釜穴三三二の先から 森字上垣内一四三の先まで	四・〇 六・〇	九〇〇・〇
"	御熊白兔線	鳥取市内海中字五反田二三八の二の先から 白兔字白浜六九三の五四の先まで	四・五 一一・〇	二、九〇〇・〇
"	米子空港線	境港市佐妻神六五五の二の先から 一五九八の五の先まで	一〇・〇 一三・〇	三五六・〇

鳥取県告示第四百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年六月四日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	変更前後	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	東郷湖線	変更前	東伯郡羽合町大字橋津字三の屋敷 一一三の先から	三・七	八七三・〇
		変更後	大字字野字西又一九六三の先まで	五・二	

変更後	変更前	変更後	変更前
一一三の先から 大字橋津字三の屋敷 四・〇五	一一三の先から 大字長瀬字三の干石 七・九	八頭郡船岡町大字坂田字天満下分 五の三の先から 四・〇	八頭郡船岡町大字坂田字天満下分 五の三の先から 四・〇
九九七の一の先まで 大字長瀬字三の干石 七・九	九九七の一の先まで 大字長瀬字三の干石 七・九	大字船岡字下天満五 四三の一の先まで 八・〇	大字船岡字下天満五 四三の一の先まで 八・〇
五の七の先から 大字坂田字天満下分 六・三	五の七の先から 大字坂田字天満下分 六・三	大字船岡字下天満五 三九の三の先まで 六・九	大字船岡字下天満五 三九の三の先まで 六・九
三二二・五	三二二・五	二七五・〇	二七五・〇
三〇一・〇	三〇一・〇		

鳥取県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十三年六月四日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年六月四日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	東郷湖線	東伯郡羽合町大字橋津字三の屋敷 一一三の先から 千石一九九七の一の先まで	昭和四十三年六月四日
"	榑谷船岡線	八頭郡船岡町大字坂田字天満下分 五の七の先から 大字船岡字下天満	"

"	"	"	五三九の三の先まで
米子空港線	御熊白兔線	大河内岡田線	倉吉市大河内字釜穴三三二の先から 森字上垣内一四三の先まで
"	"	"	"
境港市佐斐神六五五の二の先から 一五九八の五の先まで	鳥取市内海中字五反田二三八の二の先から 白兔字白浜六九三の五四の先まで	鳥取市内海中字五反田二三八の二の先から	"

鳥取県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十三年六月四日から廃止するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年六月四日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	使用廃止の期日
県 道	御熊小沢見線	鳥取市内海中字五反田二二三の二の先から 小沢見字鮎越三五九の四の先まで	昭和四十三年六月四日